

「訪問看護の情報(療養に係る情報)提供書」運用マニュアル

島根県訪問看護ステーション協会松江支部

1. 「訪問看護の情報(療養に係る情報)提供書」とは

この情報提供書は、訪問看護利用者が、地域から病院など医療機関へ移動する際、切れ目のない看護ケアを受けるために、患者及び家族などの必要な情報を共有するために活用するツールである。

2. 目的

島根県訪問看護ステーション協会松江支部会(以下、松江支部会と略す)では、「訪問看護の情報(療養に係る情報)提供書」(以下、「情報提供書」と略す)を作成した。松江支部会において統一したこの「情報提供書」は、訪問看護ステーションと病院との看護情報の共有により、質の高い看護ケアの実現と業務の効率化を考慮したものである。

ここに、その運用方法の標準を示すために、「情報提供書」運用マニュアルを作成した。

3. 運用範囲

松江支部会が連携する全医療機関

4. 運用方法

1)運用開始時期:平成 30 年 11 月 1 日

2)「情報提供書」については、個人情報に配慮し、患者・家族の同意を得て作成する。

3) かかりつけ医へ「情報提供書」にて医療機関へ情報提供したことを伝える。

4) かかりつけ医も診療情報提供書として、医療機関へ情報提供を行ったことが確認できた場合は、診療報酬上の取得可能。

5) 松江支部会が連携する全医療機関は、「情報提供書」により、患者受け入れ時の患者情報として活用する。

(不足な情報がある場合やその他連絡が必要な場合等は、随時、電話等で相互に連絡調整を行う)

6)保管・管理:

- ・「情報提供書」は、各訪問看護事業所の規定方法で、医療機関へ提出する。
- ・「情報提供書」提出後は、各訪問看護事業所の規定方法で、保管・管理する。
- ・「情報提供書」を受け取った医療機関は、各医療機関の規定方法で保管する。

5. 記載および記載方法

- 1) 記載ポイントは、別紙、記入例を参考に記載する。
- 2) ケアマネジャーの基本情報提供書がある場合は、情報が重複する箇所あり。ケアマネジャーの情報参照として、記載の省略をしてもよい。
- 3) 記載項目は、全て項目を網羅、記載しなければならないのではなく、必要に応じて、記載者の判断で、記入を省略してもよい。

6. 更新及び改定

- 1) 今後の評価・修正について～ 運用開始後の問題点や変更・修正は、松江支部会にて「情報提供書」担当者を置き、その任に当たる。

松江市在宅医療・介護連携支援センターは、担当者のサポートを行う。

- 2) 「情報提供書」「運用マニュアル」を修正・変更した場合は、
修正・変更した日付・修正した理由・修正した個所を、明確に記載しておく。

7. その他

- 1) この「情報提供書」は、松江市部会と松江市内一般病院（松江市立病院・松江赤十字病院・松江生協病院・松江医療センター・松江記念病院・玉造病院）の地域連携に係る看護師職員が協議したものである。
- 2) 使用する「情報提供書」は、標準化された書類とするが、訪問看護ステーションが所属するも事業所の運用方針にて、異なる様式を使用する場合もある。

平成 30 年 10 月 16 日 作成